



海外出張、海外赴任を巡る税務・処遇の留意点

多国間での就労に関する課題のうち今回は「海外出張の税務」「給与・手当等以外にかかる任地所得税の扱い」「みなし税の考え方」について解説する。

(6月12日開催、日外協「第106回 国際人事部会」から抜粋)

講師

EY 税理士法人 パートナー

EY Japan ピープル・アドバイザー・サービス/グローバルモビリティリーダー

藤井 恵氏

1. 海外出張の税務

出張先国の所得税

海外出張者でも現地で個人所得税が発生する可能性がある。日本と包括的租税条約を締結している国については、「183日ルール」と呼ばれる短期滞在者免税規定が存在する。①滞在日数が183日以内(タイのみ180日以内)、②相手国居住者(海外子会社等)から報酬を受け取っていない、③相手国PE(恒久的施設)が報酬を負担していない、3つの条件全てを満たせば、相手国での個人所得税が免税となる。滞在日数「183日」のカウント方法は、課税年度(暦年含む)という条約もあれば、継続する12カ月もあるので確認が必要になる。

出張先国の法人税

前述のPE(Permanent Establishment)とは、出張者個人の滞在日数が183日以下でも、例えば同じ仕事を複数の出張者が交代で行っている場合、その拠点や活動を支店・現地法人など同様の恒久的施設とみなすというもの。PEに帰属する所得には出張先の国で法人税が課されることがある。

出張先で所得税を支払うことで生じる状況

出張者が外国で個人所得税の課税対象になった場合、日本払い給与等のうち出張中の勤務期間相当分について任地で所得税が課される。会社負担が一般的だが、会社が本人に代わって支

払った出張先国の所得税は、日本では「居住者の国外源泉所得」に該当する。日本本社が出張先国の所得税を直接支払うと「国内払給与」として日本で源泉徴収、現地法人が直接支払うと「国外払給与」として日本で確定申告が必要になる。

出張者コストを日本負担にできる場合とは

出張旅費、宿泊代、日当などを日本負担しても日本の法人税上問題にならないのは、日本本社のための出張に限られる。税務調査で「当該出張は日本本社のためである」ことを説明できるよう、海外出張申請書・出張報告書・規程・コスト負担を取り決めた書類を準備しておくようにしたい。

一時に大勢の社員が海外出張する場合

工場立ち上げなどで大勢の社員が海外出張する場合、業務内容やポジションにより滞在期間のパターンは様々。各出張者の日本および出張先における課税関係で実施すべき事項を整理し一覧表にするなど、現地での申告漏れや二重課税が起こらないよう準備しなければならない。

今後の方向性

海外出張の税務については、人事担当者だけでなく、出張者本人やその上司も理解しておく必要がある。やむを得ず申告が必要になった場合に費用を本社と現地のどちらが負担するかなど事前に取り決めておく。長期出張ポリシーについても検討しておくとういだろう。